

私立高等学校等の授業料負担軽減制度申請受付のお知らせ

東京都と(公財)東京都私学財団は、私立高等学校等に在学する生徒及び生徒の保護者を対象に、授業料負担を軽減するため、下記のとおり平成24年度分の授業料軽減助成金及び就学支援金(加算分)について、申請の受付を開始しますのでお知らせします。

1 申請について

(1) 対象世帯・軽減額

区分	対象世帯	軽減額(年額) 【授業料軽減助成金+就学支援金】
①	生活保護世帯	425,000円
②	住民税が非課税又は均等割のみの世帯	377,000円
③	住民税のうち区市町村民税所得割額が年額51,300円未満の世帯	301,600円
④	住民税が一定基準以下の世帯 (年収目安(4人世帯)約350万円~760万円)	220,900円
⑤	住民税が一定基準を超える世帯 (年収目安(4人世帯)約760万円~)	118,800円 (授業料軽減助成金対象外)

※対象となる学校が一部異なりますので、詳細については、下記HP等でご確認ください。

(2) 提出時期等について

	授業料軽減助成金	就学支援金(加算分)
申請書の入手	6月中旬以降 在学 又は 東京都私学財団のHPよりダウンロード ※詳細は在学にご確認ください。	6月中旬以降 在学 ※詳細は在学にご確認ください。
提出時期	6月22日(金)~7月25日(水)	6月下旬から7月中旬
提出先	(公財)東京都私学財団	在学

※就学支援金(一律分)は、学校を通して、平成24年度当初に申請受付済みです。

2 問合せ先

(1) 授業料軽減助成金 (公財)東京都私学財団

電話 03(5206)7925 (直通・テレホンガイド)

HP <http://www.shigaku-tokyo.or.jp>

(2) 就学支援金 東京都就学支援金事務センター

電話 03(5206)7814 (直通・テレホンガイド)

HP <http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/shigaku/shienkin/index.htm>

※2つの制度は併せて受けることができますが、提出先等が異なりますので、ご注意ください。

<参考> 制度の概要

1 授業料軽減助成金制度

(公財)東京都私学財団が実施する制度です。私立高等学校等に在学する生徒と保護者が平成24年5月1日以前から引き続いて都内に在住している場合に、保護者に対して支給されます。

2 就学支援金制度

法律に基づく全国一律の制度として、平成22年4月1日から開始された授業料負担軽減制度で、授業料の一部に充てる費用として「就学支援金」を学校に支払い、家庭の教育費負担を軽減するものです。

【問合せ先】

(公財)東京都私学財団
(直通) 03-5206-7928
生活文化局私学部私学振興課
(直通) 03-5320-7702